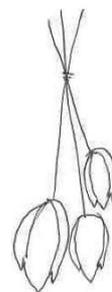


関係機関各位



意思決定支援とは

近年、「意思決定支援」という言葉をよく耳にするとおもいます。

福祉に関わる支援者として、「具体的にはどう意思決定すればいいの？」と悩むことも多いのではないのでしょうか。今回はそんな興味深いけれどなかなか難しい、「意思決定支援」について、司法のお立場からお話をいただきます。また、架空事例を通して、地域の支援者の方々と一緒に考えてみたいとおもいます。

この研修を通して、「意思決定支援」のヒントがきっと見つかりますよ。

講師

弁護士 杉本 大樹 氏（杉本法律事務所）

<内容> 前半：講義 後半：架空事例を用いたグループワーク

<日時>令和3年7月26日（月）10：00～12：00

<開催方法> オンライン開催（ZOOMを使用します）

<対象者> 障害児者に関わる支援者

<お申込み方法> 下記メールアドレス、レピラホームページ、

裏面FAXよりお申込みください。

kikansoudan@hsj.or.jp （基幹相談支援センター）

件名：「0726研修申込み」※件名は必ずご記入ください

本文：お名前、事業所名、ご連絡先、招待用メールアドレス

ホームページ <https://hsj.or.jp/publics/index/55/>



意思決定支援とは

研修申し込み

令和3年 月 日

FAX 送信先 : 072-975-5717

基幹相談支援センター 宛

ふりがな			
ご氏名			
事業所名 またはご所属			
TEL		FAX	
招待メール送付先 アドレス	※必ず記載してください		

申込締め切り 令和3年7月15日(木)

※同事業所からFAXで複数名お申込みいただく場合は、1名様につき1枚の申し込み用紙でお申し込みください。

※招待メールを7月19日(月)までに送ります。期日までにメールが届いていない場合は、下記連絡先までご連絡ください。



お問い合わせ

東大阪市社会福祉事業団
基幹相談支援センター 担当：安淵、池上、田邊
東大阪市菱江5丁目2-34
TEL 072-975-5708
FAX 072-975-5717



この研修は大阪弁護士会・障害者相談支援事業所法律支援事業を利用しています